

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社パワーソリューションズ
代表取締役社長 佐藤成信

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後7時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日） 午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテル メトロポリタン エドモント
本館2階「薫風」の間
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第18期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定
の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.powersolutions.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、米中関係による景気減速等の懸念を背景に、依然として景気の先行きには不透明感があるものの、引き続き緩やかな回復基調が続きました。

当社の主要販売先である金融業界におきましては、顧客の経営戦略に伴って業務・事務負担が発生する毎に必要な対応やグループの統廃合によるシステムの統廃合など、業界全体として引き続き需要が高まっております。さらに、今後の注力サービスであるRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）関連サービスの市場は依然として各種メディアでの注目度は高く、生産年齢人口の減少や働き方改革によって金融業界のみならず一層活用期待は高まっております。

このような経営環境のもと、顧客からのIT利活用やデジタル化による業務プロセス改革（デジタルトランスフォーメーション）の引き合いは増加しております。それに伴い、積極的なコンサルタント人材の育成、コンサルタント経験者の採用及び金融機関に留まらないあらゆる業界の企業との更なる新規取引の獲得に向けた販促活動を実施しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,872,320千円（前年同期比21.5%増）、営業利益は347,338千円（前年同期比20.1%増）、経常利益は328,798千円（前年同期比13.0%増）、当期純利益は223,286千円（前年同期比10.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、7,952千円となっております。その主な内訳は、サーバ及びネットワーク機器の入れ替え4,281千円、コーポレートサイトのリニューアル等3,671千円であります。

(3) 資金調達の状況

2019年10月1日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額604,440千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 既存事業の受注拡大

・安定的な取引の実現

当社は設立以降、着実な実績の積み重ねにより、資産運用会社をはじめとする金融機関との取引を実現するに至りました。今後も製販一体体制、一気通貫したサービス提供体制を強化し、提案力及び顧客の満足度向上に努め、既存取引先及び新規取引先との安定的な案件獲得を目指します。

既存取引先は、2018年12月期に案件受注実績のある取引先企業72社のうち、2019年12月期も案件受注実績がある取引先企業は64社であり、2019年12月期の取引継続率（注1）は88.9%となっております。2019年12月期の新規取引は、RPA関連サービスを中心に52社獲得しましたが、今後、更なる顧客基盤の強化を目指します。

・プライム案件（注2）の獲得

システム開発業界では、ピラミッド構造と呼ばれる開発体制が一般的ですが、当社は、各種SIerからサービスを導入した後のエンドユーザーの支援を行うため、顧客である金融機関と直接コミュニケーションをとって案件を推進するプライム案件が多数を占めております。プライム案件は、中抜きが発生しないことで収益性が高まる案件が多くなる傾向にあり、また、顧客と直接コミュニケーションが取れることで次の案件提案につながるニーズを把握することも可能であります。当社は、今後も当該案件の拡大を目指してまいります。なお、2019年12月期において、航空券手配代行サービスを除く売上高2,807,490千円のうちプライム案件の売上高は2,387,634千円であり、プライム案件売上高比率は85.0%となっております。

(注) 1. 取引継続率

航空券手配代行サービスのみを提供している取引先を除く。

2. プライム案件

エンドユーザーである顧客との直接取引及び顧客グループのシステム開発会社との取引を指す。

② 顧客業務プロセスのデジタルプラットフォームとしてのRPA導入推進

生産年齢人口比率は2017年の60.0%から2040年には53.9%まで低下することが推計されており（出典：総務省「平成30年版情報通信白書」）、また、昨今の働き方改革に後押しされるように、業務プロセスは、人によるオペレーションからソフトウェアロボットによるオペレーションへとパラダイムシフトが起きようとしております。RPA市場は、世界では2025年までに6.7兆ドル（出典：McKinsey Global Institute「Disruptive technologies: Advances that will transform life, business, and the global economy (May 2013)」）、日本国内でも2022年度には80,270百万円（出典：株式会社矢野経済研究所「RPA（ロボテ

イック・プロセス・オートメーション) 市場に関する調査 (2018年)」(2019年2月14日発表)) に拡大すると試算されております。

- ・新規取引業界及び顧客の獲得

企業が業務プロセスの効率化をIT投資で解決したい中期的な経営課題として認識しており、RPAは、企業において重視されるテクノロジーとして注目されており (出典：一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査2019 (IT予算の速報値)」、『企業IT動向調査報告書2019』 ユーザー企業のIT投資・活用の最新動向 (2018年度調査))、特に金融業界では導入済、試験導入中・導入準備中、導入検討中の企業が69.0%となっております (一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「第24回 企業IT動向調査2018 (2017年度調査)」。既存取引先への導入推進に加えて、今まで取引がなかった非金融事業者の幅広い業界の企業からの問い合わせや受注が発生しており、今後、新規取引業界及び取引先の獲得を強化してまいりたいと考えております。

- ・広範な業務プロセスへの関与

当社はRPAの主要製品を提供するUiPath社のダイヤモンドパートナーであり、ライセンス販売や導入コンサルティングを提供しております。UiPath RPA Platformの企業への本格導入にあたっては、「UiPath Orchestrator」を導入し、顧客企業の各種システムを活用した各業務の自動化状況を把握・制御 (注) するよう設定いたします。UiPath RPA Platform上に各業務が集約された結果、当社が潜在的なニーズを発見しやすくなり、システム開発やコンサルティングの需要を掘り起こすことが可能となります。

当社は、RPAライセンス販売や導入コンサルティングはもちろん、RPA導入後も顧客業務プロセスを改善する案件を獲得していきたいと考えております。

(注) オークストレーション機能と呼ばれており、ソフトウェアロボットの監視、管理、ワークフローの管理、ユーザー管理・監査証跡など様々な機能を一元管理することができる。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社が継続して成長し発展していくためには、業務分析スキルやITスキルをもった優秀な人材の確保と育成が最重要経営課題であります。そのため、ITコンサルタントの転職イベントへの出展、当社ホームページでの採用特設サイト等を通じて当社の知名度向上・ブランディング強化を図り、継続的な新卒採用と即戦力となるキャリア採用を積極的に推進しております。

また、MD (Managing Director) 制 (注1) に基づいて人材育成や実績に応じた

報酬制度を採用しており、2019年12月期においては、MD 18名の年間インセンティブ金額総額は116,374千円であり、MDの平均インセンティブは6,465千円（注2）となっております。なお、2016年12月期以降、MDの退職者はおりません。

当社の事業展開と発展のためには、ITコンサルタントとしての資質を備えていることに加えて顧客経営層と現場担当者の双方のニーズを適切に汲み取れるコミュニケーションスキルやRPA技術等先端ITの動向に対応できる人材が必須のため、人材開発に関連する投資を実行してまいります。

また、RPAに関する人材確保のため、2019年12月末現在、70名であるUiPathアカデミートレーニング（注3）修了者及び23名であるUiPathアカデミー RPAディベロッパー認定資格（注4）保有者を更に増加させるよう教育体制の充実に取り組んでまいります。

（注）1. MD制

- 組織を各部署に分け、それぞれをひとつの会社のように位置付けて部署別収益管理制度をベースに運営することで部署の収益に個人の賞与を連動させる制度。なお、当社の賞与は、業績等に連動するインセンティブ賞与と業績等に連動しない基本賞与の2段構造となっており、インセンティブとは、年2回（夏、冬）の賞与のうち、部署及び個人の成果に連動したインセンティブ賞与を指す。
2. 2019年12月期のMDの年間インセンティブ金額総額をMD数で除して算出。
3. UiPath社が提供するRPA開発に必要な知識を習得できるオンライン学習サービス。
4. UiPathの製品と機能について深い知識を持ち、ベストプラクティスと原則に基づいた開発スキルを証明する資格。

④ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、企業規模が比較的企業規模が小さいため、現在はそれに応じて十分な体制を構築しているものと考えておりますが、今後の業容拡大に応じてコーポレート・ガバナンス体制及び社内管理体制及び内部管理体制をより一層強化していく必要があると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期
	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
売上高 (千円)	1,899,263	2,131,833	2,364,018	2,872,320
経常利益 (千円)	146,247	291,543	291,086	328,798
当期純利益 (千円)	84,726	206,938	202,525	223,286
1株当たり当期純利益 (円)	81.62	199.36	195.11	199.69
総資産 (千円)	875,243	1,167,201	1,249,172	2,164,635
純資産 (千円)	378,519	585,458	787,984	1,615,710

- (注) 1. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第15期から第16期までの「(5) 財産及び損益の状況の推移」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
2. 2018年3月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を記載しております。
3. 第18期に総資産及び純資産が増加しているのは、2019年10月1日に当社株式を東京証券取引所に上場して第三者割当増資を行っているためであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、情報システムの構築、運用管理、保守等に関するあらゆるサービスを提供するトータルシステムインテグレータが主たる事業であり、以下の事業を行っております。

- (1) システムコンサルティング
- (2) システム設計及び開発
- (3) プロジェクトマネジメントに関するコンサルティング業務
- (4) アウトソーシング事業（事務受託業務）
- (5) 労働者派遣に関する一切の業務
- (6) RPAライセンスの販売
- (7) RPAに関するコンサルティング、システムの導入、設計及び開発

(8) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

本 社：東京都千代田区

営業所：東京都港区

福岡県福岡市

大阪府大阪市

東京都千代田区

(9) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

使用人数		前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	112名	21名 (増)	36.0歳	5.0年
女 性	43名			
合計	155名 [59名]			

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数欄の〔外書き〕は、臨時従業員（有期雇用の契約社員の年間平均雇用人員（1日8時間換算））であります。

(10) 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	5,010千円
株式会社みずほ銀行	4,000千円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,366,500株 |
| ③ 株主数 | 932名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
合同会社未来企画	298,000	21.80
合同会社一誠堂	284,000	20.78
佐藤 成信	98,000	7.17
兼子 浩之	88,000	6.43
高橋 忠郎	60,000	4.39
株式会社SBI証券	56,800	4.15
老川 信二郎	32,000	2.34
楽天証券株式会社	25,000	1.82
加藤 秀和	20,000	1.46
鈴木 義晃	14,000	1.02

(注) 自己株式は、保有しておりません。

(2) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2名 社外取締役 1名 監査役 3名
新株予約権の数(個)	4,382個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 8,764株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権1個当たりの行使価額	1,600円
新株予約権の行使期間	2020年7月19日から 2028年3月28日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。</p> <p>③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式2株とする。なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割(または株式併合)の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額800円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（2019年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 成 信	—
取締役副社長	兼子 浩 之	ビジネストランスフォーメーション本部長
取締役副社長	高橋 忠 郎	経営管理本部長
取締役	老川 信二郎	IT戦略コンサルティング本部長
取締役	尾崎 弘 之	神戸大学大学院教授 デリカフーズホールディングス株式会社取締役 株式会社ダイセキ環境ソリューション取締役監査等委員
常勤監査役	川嶋 しづ子	—
監査役	中村 修 一	中村修一税理士事務所所長 合同会社さくら会計代表社員
監査役	岩下 誠	—

- (注) 1. 取締役尾崎弘之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中村修一及び岩下誠の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役尾崎弘之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役中村修一氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相応程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬の額

取締役 5名 83,000千円（うち社外取締役 1名 3,600千円）

監査役 3名 8,400千円（うち社外監査役 2名 1,920千円）

(注) 報酬の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額22,200千円（社外取締役を除く取締役4名に対して22,200千円（支給予定額29,600千円））が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先につきましては、(3) ①「取締役及び監査役に関する事項」に記載のとおりです。当社と兼職先との間に取引関係等はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活動状況
尾崎 弘之	取締役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。当該取締役会においては、金融機関等の豊富な経験や見識を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
中村 修一	監査役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべて、監査役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、税理士としての会計及び税務に関する高度な知識や経験を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
岩下 誠	監査役	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべて、監査役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、金融機関での実務経験、上場会社での監査役経験や見識を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務執行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って次のとおり体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定しております。全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。

(2) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」の定期的な開催、「コンプライアンス規程」の制定、監査役監査、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

- (3) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、定期的な開催による加えて、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止活動を推進します。
 - (4) 内部通報体制として通報窓口（ホットライン）を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。
 - (2) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。
 - (3) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
 - (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告します。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。
 - (2) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
 - (3) 当社は、「組織規程」及び「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。
 - (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得た上で行き、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
 - (2) 監査役は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。
 - (3) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告するものとします。

7. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当該報告者が報告を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査法人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書の閲覧、取締役及び使用人等に対してヒアリングを実施することができます。
 - (2) 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査人がモニタリングし、内部統制の有効性を確保しております。

② コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度においては、15回開催しております。また、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社外研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。さらに、内部通報体制として通報窓口（ホットライン）を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応及び経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の検討などを講じております。

④ 内部監査

内部監査人が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。

⑤ 取締役

当社取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。なお、当事業年度においては当社では21回の取締役会を開催しております。

⑥ 監査役

当社監査役は、取締役会への出席や常勤監査役による経営会議の参加、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い監査機能を強化しております。また、常勤監査役を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるように努めております。なお、当事業年度において当社では17回の監査役会を開催しております。

⑦ 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しています。また、当社は、地域警察、顧問弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努めており、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	1,828,516	流動負債	548,924
現金及び預金	1,182,670	買掛金	95,253
売掛金	591,504	短期借入金	4,000
仕掛品	18,203	1年内返済予定の長期借入金	5,010
貯蔵品	13,608	未払金	60,968
前渡金	4,617	未払費用	140,116
前払費用	15,382	未払法人税等	66,287
その他	6,076	前受金	1,779
貸倒引当金	△3,546	賞与引当金	53,234
固定資産	336,119	役員賞与引当金	22,200
有形固定資産	13,395	その他	100,074
建物	5,142	負債合計	548,924
工具、器具及び備品	8,253	[純資産の部]	
無形固定資産	11,082	株主資本	1,615,710
ソフトウェア	11,026	資本金	377,132
その他	55	資本剰余金	357,132
投資その他の資産	311,640	資本準備金	357,132
敷金及び保証金	178,792	利益剰余金	881,445
長期貸付金	14,166	その他利益剰余金	881,445
長期前払費用	1,537	繰越利益剰余金	881,445
繰延税金資産	125,710		
その他	5,599		
貸倒引当金	△14,166	純資産合計	1,615,710
資産合計	2,164,635	負債・純資産合計	2,164,635

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		2,872,320
II. 売上原価		1,889,827
売上総利益		982,493
III. 販売費及び一般管理費		635,154
営業利益		347,338
IV. 営業外収益		
助成金収入	3,221	
その他	3	3,225
V. 営業外費用		
株式交付費	2,363	
株式公開費用	19,213	
支払利息	177	
その他	11	21,765
経常利益		328,798
税引前当期純利益		328,798
法人税、住民税及び事業税	86,716	
法人税等調整額	18,794	105,511
当期純利益		223,286

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	74,912	54,912	54,912	658,159	658,159	787,984	787,984
当期変動額							
新株の発行	302,220	302,220	302,220	-	-	604,440	604,440
当期純利益	-	-	-	223,286	223,286	223,286	223,286
当期変動額合計	302,220	302,220	302,220	223,286	223,286	827,726	827,726
当期末残高	377,132	357,132	357,132	881,445	881,445	1,615,710	1,615,710

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- 貯 蔵 品……………先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、損失見積額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

システム請負開発契約に係わる収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合（金額的な重要性が乏しい契約、または、工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

III. 表示方針の変更に関する注記

（『「税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 56,751千円
2. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,366,500株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸倒損失	85,893千円
賞与引当金	16,300 "
役員賞与引当金	6,797 "
ソフトウェア	7,452 "
投資有価証券	1,531 "
一括償却資産	719 "
未払事業税	2,301 "
その他	4,714 "
繰延税金資産小計	125,710千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	125,710千円
繰延税金負債	—千円
繰延税金資産純額	125,710千円

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、ビジネステクノロジーソリューション事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入等により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、与信管理規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定し、経理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,182,670	1,182,670	—
(2) 売掛金	591,504		
貸倒引当金(※1)	△3,546		
	587,957	587,957	—
(3) 敷金及び保証金(※2)	78,492	75,701	△2,790
資産計	1,849,120	1,846,329	△2,790
(1) 買掛金	95,253	95,253	—
(2) 短期借入金	4,000	4,000	—
(3) 未払金	60,968	60,968	—
(4) 未払法人税等	66,287	66,287	—
(5) 1年内返済予定の 長期借入金	5,010	5,010	—
負債計	231,519	231,519	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 敷金及び保証金については、償還予定を合理的に算定できるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 1年内返済予定の長期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	2019年12月31日
敷金及び保証金	100,300千円

敷金及び保証金のうち、償還予定を合理的に算定できないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 敷金及び保証金」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,182,670	—	—	—
売掛金	591,504	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	58,316	20,176
合計	1,774,174	—	58,316	20,176

敷金及び保証金については、償還予定を合理的に算定できるものを表示しております。

(注4) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,000	—	—	—	—	—
1年内返済 予定の長期 借入金	5,010	—	—	—	—	—
合計	9,010	—	—	—	—	—

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,182円37銭

1株当たり当期純利益 199円69銭

(注) 当社は2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

X. 重要な後発事象に関する注記

(出資)

当社は、2020年2月14日開催の取締役会において、LP(リミテッド・パートナー) 出資することを決議いたしました。

1. 出資の目的及び営業活動に及ぼす重要な影響

中長期的な観点で、当社のRPA関連サービスの事業拡大及び売上増加を推進するために、外部企業がもつ親和性の高いプロダクトを当社ソリューションとして統合することを目的とします。

2. ファンド概要

ファンド名：i-n-e-s-t 1号投資事業有限責任組合

ファンド運営会社：i-n-e-s-t c a p i t a l 株式会社

3. 出資金額及び出資時期

出資金額：5億円

出資時期：2020年2月25日（10%分、5,000万円）

※キャピタルコール形式による出資のため、2020年2月25日から順次支出していきます。

4. 契約締結日

2020年2月25日

5. 出資資金の調達方法

手元資金によります。

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

株式会社パワーソリューションズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
指定有限責任社員	公認会計士 早稲田 宏 ㊞
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 高橋 篤史 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パワーソリューションズの2019年1月1日から2019年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月25日

株式会社パワーソリューションズ 監査役会
常勤監査役 川嶋 しづ子 ㊟
社外監査役 中村 修一 ㊟
社外監査役 岩下 誠 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u>
3 <u>監査役会</u>	(削 除)
4 会計監査人	3 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (省 略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (省 略) (3) (省 略)</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(2) 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7 名以内とする。 <u>(2) 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (省 略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (省 略)</p>	<p>(3) <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第29条</u> （省 略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>(監査役員の員数) <u>第30条</u> 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>(監査役の選任方法) <u>第31条</u> 監査役は、株主総会において、選任する。 <u>(2)</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>(監査役の任期) <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(2)</u> 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>(常勤監査役) <u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (省 略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>当会社は、第18期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さとう なるのぶ 佐藤 成信 (1970年10月8日) 再任	1997年4月 株式会社野村総合研究所入社 2002年1月 当社設立 代表取締役社長(現任)	396,000株
2	かねこ ひろゆき 兼子 浩之 (1971年3月2日) 再任	1993年4月 株式会社日立ビジネス機器(現株式会社日立システムズ)入社 2002年1月 当社設立 専務取締役 2012年9月 当社 取締役 2017年7月 当社 取締役副社長金融ビジネスコンサルティング本部長 2018年12月 当社取締役副社長ビジネストラנסフォーメーション本部長(現任)	372,000株
3	おいかわ しんじろう 老川 信二郎 (1971年8月23日) 再任	1994年4月 さくら情報システム株式会社入社 2004年7月 ビットワレット株式会社入社 2007年1月 当社 入社 2007年9月 当社 金融システムコンサルティング部長 2009年7月 当社 金融ITコンサルティング副本部長ITコンサルティング5部長 2010年3月 当社 取締役 2017年7月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長金融ビジネスコンサルティング副本部長 2018年12月 当社 取締役IT戦略コンサルティング本部長(現任)	32,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	たかはし ただろう 高橋 忠郎 (1976年3月27日) 再任	2001年4月 A I Gシステムズ株式会社入社 2004年4月 当社 入社 2007年9月 当社 資産運用システムコンサルティング1部長 2008年1月 当社 取締役システムコンサルティング本部長 2008年7月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長 ITコンサルティング6部長 2014年1月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長 2017年7月 当社 取締役副社長 2018年1月 当社 取締役副社長経営管理本部長(現任)	60,000株
5	かわしま しづこ 川嶋 しづ子 (1972年7月8日) 新任	1993年4月 日本生命保険相互会社入社 1994年10月 株式会社ツーリストサービス入社 2002年1月 当社 入社 2008年7月 当社 管理部長 2016年1月 当社 常勤監査役(現任)	2,000株

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注)2. 代表取締役社長佐藤成信氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社未来企画が保有する株式数を、取締役副社長兼子浩之氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社一誠堂が保有する株式数を含んでおります。
- (注)3. 当社は川嶋しづ子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おぎき ひろゆき 尾崎 弘之 (1960年4月17日) 新任	1984年4月 野村證券株式会社入社 1993年5月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)入社 1993年12月 同社 ヴァイスプレジデント 1995年9月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 1998年12月 同社 投信執行役員 2001年5月 SBIホールディングズ株式会社入社 2004年4月 ディナベック株式会社(現 株式会社IDファーマ)入社 取締役CFO 2005年5月 東京工科大学大学院教授 2010年7月 当社 取締役(現任) 2012年6月 フジッコ株式会社監査役 2015年4月 神戸大学大学院教授(現任) 2015年6月 デリカフーズホールディングス株式会社取締役(現任) 2016年5月 株式会社ダイセキ環境ソリューション取締役監査等委員(現任)	6,000株
2	なかむら しゅういち 中村 修一 (1973年6月17日) 新任	1996年11月 株式会社ビジネスブレイン入社 2000年4月 株式会社ビジネストラスト入社 2002年11月 税理士資格取得 中村修一税理士事務所開設 所長就任(現任) 2004年7月 日本システムクリエイト株式会社入社 2008年3月 当社 監査役(現任) 2010年5月 合同会社さくら会計設立 代表社員(現任)	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	いわした まこと 岩下 誠 (1952年10月6日) 新任	1975年4月 農林中央金庫入庫 1985年7月 同金庫資金証券部・国際金融部部长代理・営業第五部課長 1993年7月 NKU投資顧問株式会社(現 農林中金全共連アセットマネジメント) 出向 運用部長 1996年6月 農林中央金庫宮崎支店長 1998年7月 農中証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 出向 資本市場部長・証券営業部長 2001年6月 農林中央金庫証券営業部長 2003年6月 同金庫営業第一部長 2005年6月 協同リース株式会社(現 JA三井リース株式会社) 取締役 2007年2月 同社 常務取締役 2008年10月 同社 常務執行役員 2009年5月 プリマハム株式会社社顧問 2009年6月 同社 常勤監査役 2017年3月 当社 監査役(現任)	—

(注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注)2. 尾崎弘之氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、金融機関等の豊富な経験や見識並びに外部的視点から当社の経営に適切な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、9年8ヶ月となります。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

(注)3. 中村修一氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、税理士として長年企業等の会計業務に携わってこられ、会計及び税務に関する高度な知識や経験を有しております。高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、12年となります。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

(注)4. 岩下誠氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、金融機関の出身であり、上場会社の監査役経験があり、多面的な企業経営の知見を深めておられます。高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年11月25日開催の臨時株主総会において年額1億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、年額3億円以内と定めること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額3,000万円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

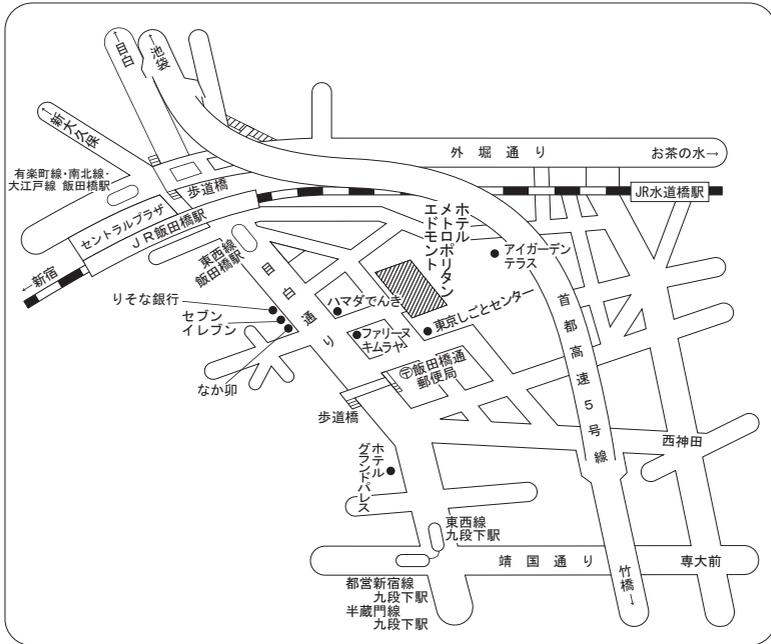
第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテル メトロポリタン エドモント
本館2階 「薫風」の間
電話 03(3237)1111



主要交通機関

J R	中央・総武線「飯田橋駅」東口出口より徒歩5分
	「水道橋駅」西口出口より徒歩5分
地下鉄	東西線「飯田橋駅」A5出口より徒歩2分
	有楽町線「飯田橋駅」A2出口より徒歩5分
	南北線「飯田橋駅」A2出口より徒歩5分
	大江戸線「飯田橋駅」A2出口より徒歩7分
	東西線「九段下駅」7出口より徒歩8分